

特定非営利活動法人メンタルヘルス共創拠点ピアウエル 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人メンタルヘルス共創拠点ピアウエルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神的困難や社会的な生きづらさを抱える人々をはじめとする多様な人々が、地域において自分らしく暮らし、互いに支え合える社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域交流事業
- (2) ピアサポーター育成事業
- (3) 調査・研究及び政策提言に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加する個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人又は団体

2 この法人は、理事会の議決により、必要に応じて新たな会員種別を設けることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を提出し、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、その者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の金額、納入方法及び期限については、総会の議決により定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 所定の会費を1年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 役員は、総会の決議により選任する。

2 代表理事は、理事の互選により選定する。

3 副代表理事は、代表理事が指名し、理事会の承認を得て選定する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

2 代表理事は、法人を代表し、その業務を総理する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に

対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬及び契約等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- 4 この法人は、その事業の遂行に必要な業務について、理事会の議決を経た上で、役員個人又は役員が代表する他の団体と業務委託契約を締結し、対価を支払うことができる。この場合、当該契約に特別の利害関係を有する役員は、その議決に加わることができない。

(アドバイザー)

第19条 この法人は、必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーの役割及び業務の範囲は、理事会の議決により定める。
- 3 アドバイザーは、法人の業務運営に関する助言及び情報提供を行うものとし、決議権その他の権限を有しない。
- 4 この法人は、アドバイザーに対して、理事会の議決を経て、業務の内容に応じて報酬を支払うことができる。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(開催方法)

第24条 総会は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を利用して開催することができる。

(招集)

第25条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(開催方法)

第34条 理事会は、オンライン会議システムを利用して開催することができる。

(書面決議)

第35条 やむを得ない事由により理事会の開催が困難な場合には、理事全員が同意した事項について、書面又は電磁的方法によって決議を行うことができる。

2 前項の決議は、通常の理事会決議と同様の効力を有する。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第38条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、代表理事がこれを管理する。ただし、理事会の議決により、適切な方法を定めたうえで、その管理の一部を他の理事又は職員等に委ねることができる。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益及び費用を執行することができる。

2 前項の収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第51条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載

して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 事務局

（事務局の設置等）

第57条 この法人に、業務を執行するための事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する細則は、理事会の議決により別に定める。
- 5 事務局長は、理事をもって兼ねることができる。

第11章 雑則

（細則）

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、細則に定めることができる。

- 2 細則は、本定款に基づく業務の実施及び手続に関する詳細な基準を定めるものであり、理事会の議決をもって制定又は改廃する。
- 3 細則は、本定款と一体として運用されるものとし、定款に反しない限り、その効力を有する。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	加藤 伸輔
副代表理事	吉見 明香
理事	川口 敬之
理事	佐渡 美佐子
理事	宮本 奈保
監事	片岡 優
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、法人の成立日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げ

る額とする。

(1) 入会金

正会員 個人 0円

団体 0円

賛助会員 個人 0円

団体 0円

(2) 年会費

正会員 個人 3,000円

団体 6,000円

賛助会員 個人 1口 2,000円(1口以上)

団体 1口 6,000円(1口以上)